



十津川

「心身再生の郷」



シルバー運動会【場所:体育文化センター】

◎特集

「喫煙。マナーからルールへ」

—望まない受動喫煙をなくす—

村民憲章

1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

喫煙。

マナーから

ルールへ

「望まない受動喫煙をなくす」

喫煙をなくす

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立し、2020年4月1日より施行されます。

ほとんどの施設が原則屋内禁煙になり、たばこを吸わない人が受動喫煙に遭遇する機会は大きく減少すると考えられます。

今月号では、喫煙に関する改正のポイント、村民の皆さんや事業者の皆さんへの影響などについてご紹介します。

たばこを吸う人も吸わない人も住みやすい環境づくりが始まります。

改正のポイント



多くの施設が
屋内原則禁煙



20歳未満は
喫煙エリアへの
立入禁止

喫煙室の
設置が必要

屋内喫煙は
喫煙室の設置が必要

標識掲示
あり

喫煙室には
標識掲示義務

最大
30万円

違反者には
過料あり



飲食店 (飲食店・既存の経営規模の

小さな飲食店への経過措置を含む)

2020年4月1日から**原則屋内禁煙!**

(喫煙専用室のみ喫煙可)



病院・学校 (学校・児童福祉施設、

病院・診療所、行政機関の庁舎など)

2019年7月1日から**敷地内禁煙!**

(屋外に喫煙場所設置可)



上記以外の全ての施設

2020年4月1日から**原則屋内禁煙!**

(喫煙専用室のみ喫煙可)

その他にも以下の事に注意が必要です。

- 適切な受動喫煙防止設備
- 従業員への受動喫煙対策
- 受動喫煙対策の財政・税制支援
- 違反時の罰則などの適用

詳しい情報はこちらへ
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう!望まない受動喫煙



村の保健師から皆さんへ

十津川村の保健師、住民課の後藤忠信係長に今回の改正を受けて、村民の皆さんに知っていただきたいことやお願いしたいこと、村が目指す分煙のカタチについて聞きました。



「健康について 改めて考える」

喫煙者の健康を考えた場合、禁煙が一番ですが、強要することはできません。しかし、喫煙により自分や家族、周囲

の人々の健康にどのような影響を与え、健康リスクが生じるのかを理解しておくことは大切です。今回の法律改正は、そのことについて改めて考える機会になると感じます。

自分が喫煙者でなくても傍に喫煙者がいる場合、気づかない間に受動喫煙をしている可能性は極めて高いです。喫煙歴がなくても、後に重篤な健康障害をきたした場合、それは受動喫煙が原因である場合も考えられます。

今回の改正により喫煙はマナーからルールへと変わりま

す。喫煙をする人もしない人も喫煙の新たなルールについて理解を深め、生活と健康への影響を考える必要があります。

「誰もが住みやすい 村を目指して」

今回の法律改正では事業

者にも多くの変更点があります。全ての施設で原則屋内禁煙となるため、村内事業者の皆さんには、非喫煙者、特に子どもが受動喫煙を受けないように喫煙所設置の配慮をお願いします。

また、禁煙を考えている従業員には禁煙外来を勧めたいです。

今後、村が目標とする受動喫煙対策は①村内すべての公共施設の敷地内禁煙、②子育て世代の家庭における喫煙率0%となつていきます。これを達成するために、村っこ広場などでの健康教育の実施や喫煙の正しい知識の普及、禁煙指導を検診などで実施する予定です。

「役場に

喫煙スペースを設置」

今回の法律改正を受け、役場の駐車場の一角に喫煙スペースを設置しました。

今後十津川村では、たばこを吸う人も吸わない人も快適に暮らせる環境づくりを行っていきます。



禁煙をお考えの人は、診療所の禁煙外来の受診をお勧めします。

【お問い合わせ】

0746・63・0040

小原診療所



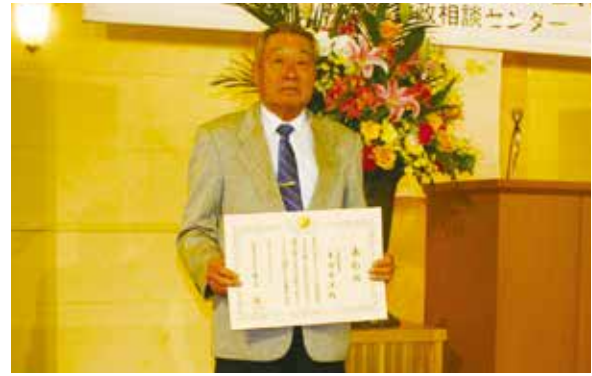
いこらマルシェ



6月1日、平谷地区地域交流センターで「いこらマルシェ」が開催されました。いこら2周年を記念して、地域おこし協力隊と十津川温泉活性化協議会が企画し、約220人の来場者で賑わいました。

当日は、カフェや野菜、お弁当、カレーやケーキ、手作り雑貨や古本市などのお店が並びました。

行政評価局長表彰

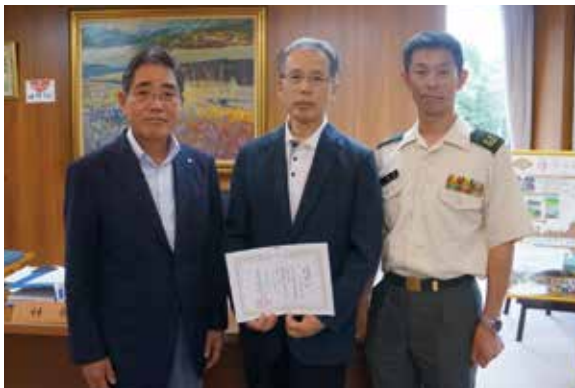


表彰を受けられた平瀬肇万さん

5月22日、行政相談委員全体会議で、平瀬肇万さん（武蔵）が近畿管区行政評価局長表彰を受賞されました。

平瀬さんは平成11年4月から行政相談委員となり、現在も行政における問題解決の一助となるよう、相談者の地域に出向き現場確認を行うなど、積極的な活動を実施されています。

自衛官募集相談員委嘱式



左から更谷村長、東武さん、奈良地方協力本部 宮原 副本部長

6月10日、役場村長室で自衛官募集相談員委嘱式が行われました。

委嘱されたのは、東武さん（湯之原）で、これから2年間、自衛官志望者に関する情報提供や自衛隊地方協力本部が行う広報の援助活動をしていただきます。

ムジークフェストなら



ウクレレ世界チャンピオン
鈴木智貴さん



6月7日、十津川温泉ホテル昴で、「ムジークフェストなら2019」が開催されました。

ゲストとして、ウクレレ世界チャンピオンの鈴木智貴さんが素晴らしいウクレレ演奏を披露されました。

当日はホテル昴に宿泊のお客様をはじめ、多くの来場者で賑わいました。



十津川式林業6次産業化ホームページ「奨励賞」受賞

林業6次産業化

森林づくり
丸太生産

1次産業



製材・加工

2次産業



産直住宅

3次産業



全国林業改良普及協会主催の第53回林業関係広報コンクールで、「十津川式林業6次産業化」ホームページが「奨励賞」を受賞しました。

このホームページは十津川村公式ホームページとは別に、村の林業6次産業化の情報発信のために開設したホームページです。

「スマートフォンに対応し、且つそれに合ったデザインであること」「写真や人を前面に出しつつ、村の木のプロモーションツールとしての役割を担っていること」などが評価されての受賞となりました。特に、村の林業6次産業化を支える人たちを紹介する「山の民」ページは地元の人々の声を広くお届けするツールとして期待されています。

これまでに紹介させていただいた「山の民」の方々



今回の受賞にあたっては、開設当初からたくさんの取材を行っており、それに快く協力していただいた林業関係者の皆様の協力によるところが大きく、この受賞を契機にさらに充実したホームページとしていくことで、協力くださった方々への感謝に代えさせていただきたいと思っております。

【十津川式林業6次産業化HP】 <https://www.totsukawaforestry.jp>



【お問い合わせ】 産業課 三者共有資産管理運営室 電話0746-62-0909

小中高合同スポーツテストの様子



教育だより

第130号

【お問い合わせ】
村教育委員会事務局
TEL
0746(62)0067

十津川地域連携教育とは？

村では、村立小・中学校と県立十津川高等学校との連携を進める『十津川地域連携教育』に取り組んでいます。

教師間交流や生徒間交流、研修や合同学習の機会を重ねながら、村内全ての教職員が目標を共有し、一体となって学校運営の改善及び次代を担う児童・生徒の育成を図ります。

十津川地域連携教育

小中高の児童生徒・教員交流

6月6日、十津川中学校で、小中学校の全校児童生徒と十津川高等学校2年生とによる合同スポーツテストを実施しました。
高校生の誘導のもと、50m走や握力測定など6種目のテストを行いました。
また、13日には十津川高等学校で中高生徒交流会を実施しました。中高生混合のグループに分かれて、百人一首で競ったり、工芸教室での体験などを行いました。
学校種を超えた交流を通し、連携した教育活動の充実を図ることができました。



中高生徒交流会の様子

お知らせ

十津川村文化祭 参加者募集

展示やバザー、舞台発表で文化祭に参加しませんか？

【参加申込み締切】
8月23日(金)

【展示】
11月1日(金)
～3日(日)

【舞台・バザー】
11月3日(日)

【所】体育文化センター

【お問い合わせ】
村教育委員会事務局

シルバー運動会開催

いつまでも元気いっぱい!

6月26日、体育文化センター(湯之原)で第34回シルバー運動会を開催しました。
参加者55人が、輪投げやカローリング、ボウリングで競い合いました。
参加者同士で親睦を深めながら身体を動かし、元気いっぱい活気ある大会となりました。
今年度の最長寿参加者は大正14年生まれ栗栖秀松さんでした。いつまでもお元気でいてください。



『山海記』

佐伯 優 / 著

東北の震災後、水辺の災害の歴史と土地の記憶を辿る旅を続ける彼は、その締めくくりに大震災と同年に豪雨に襲われた十津川村に向かう。地誌と人びとの営みを見つめて紡ぐ人生後半のたしかな静ひつな姿。

■ 一般



『しょうがっこうのたいすき』

えがしらみちこ / 絵
うい / 作

小学2年生のせんぱいから、これから小学生になるみんなへ。

現役の小学生ならではの視点で、小学校が好きになるための16のアドバイスを つづった絵本。

■ 児童

◆ 新着おすすめ図書 ◆



のら文庫

役場玄関入ってすぐの文庫です。図書の貸出しや資料の閲覧を行っています。

開館/平日 8:30~17:15

休館/役場の閉庁日

◆ 貸出上限 ひとり5冊

◆ 貸出期間 3週間まで

高校だより



○十津川地域連携教育 中高生徒交流会

6月13日、本校体育館で中高生徒交流会を行いました。
十津川中学校と十津川高校の全生徒139人が体験的な活動を通じ交流しました。事前から中学校、高校の生徒会のメンバーが本番に向けて司会の練習やオープニングイベントのアイスブレイクを考えました。その後、各教室で中学生と高校生が交流をしながら本校の特徴でもある工芸体験やドッジボール、理科の実験などの講座を受けました。
いろいろな場面で笑顔が見られ、とても良い交流会となりました。



○小中高合同体力テスト

6月6日、十津川中学校グラウンドで小中高合同体力テストを行いました。
高校生が小中学生を指導することによって、自己有用感・社会性・協調性を身につけることが目的です。今年は高校2年生の生徒26人が小中学生に対して熱心に指導してくれました。高校生としての立派な姿が見られてとてもよかったです。



体力テストの様子

部活動報告

○陸上競技部

5月31日(金)から6月2日(月)に鴻ノ池陸上競技場(ならでんフィールド)で行われた「第72回奈良県高等学校陸上競技対校選手権大会」に出場しました。生徒たちは8位入賞をするなど健闘しました。今後の活躍にも期待します。



○剣道部

6月1日(土)と2日(日)に桜井市総合体育館で行われた「平成31年度全国高等学校総合体育大会奈良県予選」に出場しました。1年生が3人出場しましたが、1回戦で敗退という結果となりました。今後の活躍に期待します。





情報広場です

マークの見方 申し込み 日時 場所 お問い合わせ

お知らせ

【がん患者サロン「よしの」】

第1回がん患者サロン「よしの」が開催されます。
がん患者サロンは、がん患者や患者家族同士が悩みや不安を語り合うことができ、同じ体験をした仲間が集う場です。初めての人もぜひご参加ください。参加費は無料です。

〈対象〉

県内に居住されているがん患者、その家族

事前には左記問い合わせ先へ電話またはFAXで住所、氏名、電話番号、参加人数をご連絡ください。

時 7月12日(金)
13時30分～15時30分

所 奈良県吉野保健所2階 大会議室

園 奈良県吉野保健所 健康増進課
母子・健康推進係

9時から17時(月～金曜日)
☎ 0747・64・8134
FAX 0747・52・7259

【FAM2019】

東吉野村の清流高見川で新しい夏まつりが開催されます。
ワークショップや川遊びなど、たくさん催しと豊富な飲食店が軒を連ねます。ぜひ東吉野村で夏の思い出をつくってください。入場無料です(有料ブースあり)。

時 7月27日(土)9時～15時
(延期の場合は8月11日(日))

所 東吉野村役場下高見川

吉野郡東吉野村大字小川99番地

園 FAM実行委員会

☎ 0746・42・0441
メール

FAM@vill.higashiyoshino.lg.jp



募集

【自衛官募集】

①自衛官候補生(陸上・海上・航空自衛隊)②一般曹候補生(陸上・海上・航空自衛隊)③航空学生(海上・航空自衛隊)を募集します。

〈対象〉

- ①、② 18歳以上33歳未満の男女
- ③ 海上 18歳以上23歳未満の男女
- ③ 航空 18歳以上21歳未満の男女

申 ① 随時

- ②、③ 7月1日～9月6日

時 ① 7月21日、8月25日、9月21日

9月22日(男子のみ)、9月23日

- ② 9月21日
- ③ 9月16日

所 航空自衛隊奈良基地

〈試験内容〉

- ① 筆記・口述試験、適性・身体検査
- ②、③ 筆記試験、適性検査

園 自衛隊奈良地方協力本部

五條地域事務所
☎ 0747・22・3789



役場代表
電話 0746(62)0001
FAX 0746(62)0210
IP7㉿ 050-5004-6720
050-5004-6721
050-5004-6722

庁舎2階
総務(総務・防災)62-0001
(企画)62-0910
産業(観光)62-0004
(農業)62-0005
(林業)62-0909
教育 62-0003・62-0067

庁舎1階
住民 62-0900・62-0911
財政 62-0903
建設 62-0033(直通)
(道路)62-0904
(ダム)62-0907
(水道)62-0908

福祉 62-0901・62-0902
施設 62-0905
出納 62-0906

庁舎3階
議会事務局 62-0002

一 庁 外 一

衛生センター 63-0391
小原診療所 63-0040
歴史民俗資料館 62-0137

し尿処理場 63-0291
上野地診療所 68-0207
体育文化センター 63-0067

観光協会 63-0200
泉湯 62-0090
温泉プール 64-0762
北部保健センター 68-0017
十津川警察庁舎 63-0110

一 役場以外 一

森林館(古ル野) 62-0567
滝の湯 62-0400
高森の郷 64-1800
森林組合 64-0301
五條消防十津川分署 64-1190

道の駅十津川郷 63-0003
庵の湯 64-1100
社会福祉協議会 64-0666
商工会 62-0132
五條消防大塔分署 0747-36-0317

新規採用職員紹介 ～平成31年度4月入庁～



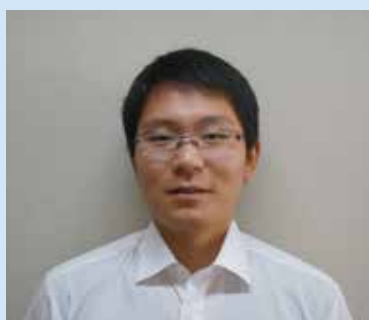
① 小田 萌美
② 大字武蔵
③ みどり保育所 (保育士)



① 中垣 夏紀
② 大字高滝
③ みどり保育所 (保育士)



① 山本 葉月
② 大字平谷
③ 小原保育所 (保育士)



① 小田 陽介
② 大字上野地
③ 総務課 総務・防災グループ



① 松本 佳菜子
② 大字上野地
③ 産業課 林業グループ



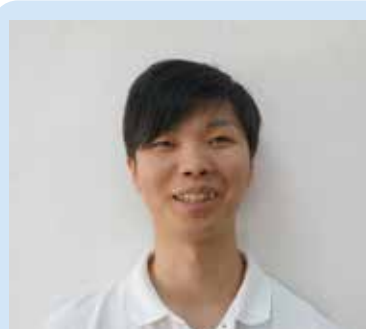
① 岸尾 美里
② 大字湯之原
③ 住民課 (保健師)



① 森 依里子
② 大字西中
③ 福祉事務所 (介護支援専門員)



① 森川 雄太郎
② 大字上野地
③ 福祉事務所 (保健師)



① 中村 幸祐
② 大字込之上
③ 衛生センター

①氏名 ②住所 ③所属課
(順不同・敬称略)

以上9人です。どうぞよろしくお願いいたします。

水害・土砂災害の避難情報の伝え方が変わりました

防災情報はいろいろあるけどいつ避難すればいいの？

警戒レベル4で 全員避難です!!



5段階の警戒レベルで
とるべき避難行動を
わかりやすく

5月29日より、5段階の「警戒レベル」を用いた避難情報が提供されるようになりました。

これまでの避難情報では、いつ避難すれば良いのかわかりにくく、という課題がありました。5段階の「警戒レベル」で避難情報が発令されることで、とるべき避難行動が直感的にわかりやすくなりました。

今後、村から「警戒レベル3や4」が発令された地域にお住まいの人は、速やかに安全な場所へ避難してください。

また、気象庁から早期注意情報や注意報（警戒レベル1や2）が発表された段階で、いつでも避難できるように準備をし、自らの判断でも早めに安全確保を行うことが大切です。

避難情報

警戒レベル	皆さんがとるべき行動	避難情報
警戒レベル5	災害発生! 命を守るための最善の行動をとる	災害発生情報 村が発令
警戒レベル4	全員 避難	避難勧告・避難指示(緊急) 村が発令
警戒レベル3	高齢者 障がい者 乳幼児 と その支援者は避難	避難準備・高齢者等避難開始 村が発令
警戒レベル2	避難に備え避難行動を確認する	洪水注意報・大雨注意報 気象庁が発表
警戒レベル1	災害への心構えを高める	早期注意情報 気象庁が発表

防災気象情報

【警戒レベル相当情報】

警戒レベル5相当情報
大雨特別警報 など

警戒レベル4相当情報
土砂災害警戒警報 など

警戒レベル3相当情報
大雨警報 など

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

気象庁が発表する 警戒レベル

☑警戒レベル1
早期注意情報

災害への心構えを高めてください。

☑警戒レベル2
注意報

自らの避難行動を確認してください。

(質問)

気象庁から警戒レベル3相当の防災気象情報が発表されているけど、村から避難情報が発令されていないときはどうすればいいの？

⇒多くの場合、気象庁が発表する防災気象情報は、自治体が発令する避難勧告などよりも先に発表されます。このため、避難が必要とされる警戒レベル4や高齢者などの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する防災気象情報が発表された際には、避難勧告などが発令されていなくても自らの判断で安全確保を行うことが大切です。



お問い合わせは
総務課 総務・防災グループまで
☎0746-62-0001

村が発令する警戒レベル



☑警戒レベル3
避難準備・高齢者等避難開始

ご高齢の人や障がいのある人、乳幼児など、避難に時間を要する人とその支援者は避難をしてください。それ以外の人は、避難の準備を行ってください。

☑警戒レベル4

避難勧告・

避難指示(緊急)

全員が速やかに避難をしてください。避難先までの移動が危険な場合は、近くの安全な場所や、屋内のより安全な場所へ避難してください。

☑警戒レベル5

災害発生情報

すでに災害が発生している状況です。命を守る最善の行動をとってください。

村からの避難勧告などの発令は、大きく変わりはありません。

「警戒レベル3」以上の避難情報については、今までの呼びかけの中に追加してお伝えします。

広報文例

「十津川村災害対策本部からお知らせします。ただいま、〇〇地区に避難勧告を発令しました。これは警戒レベル4です。土砂災害の危険が迫っています。〇〇地区の住民は速やかに全員避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所や、屋内のより安全な場所へ避難してください」

プレミアム付商品券って？

消費税率の引き上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム付商品券を発行します。



カクニャン

あなたは対象者？

住民税非課税



(申請が必要)

平成31年度分の
住民税(均等割)が
課税されていない人。

※該当者には8月上旬に
申請書が届きます。

確認にゃん!

小さな乳幼児のいる
子育て世帯



(申請は不要)

平成28年4月2日から
令和元年9月30日
までに生まれたお子さま
がいる世帯

○村内の事業者の皆さんへ

プレミアム付商品券事業の実施に伴い、商品券を利用できる事業所を募集しています。くわしくは、福祉事務所までお尋ねください。
募集期間:令和元年7月1日(月)～令和元年12月27日(金)

お問い合わせ

プレミアム付商品券専用ダイヤル : 0570-02-2036 (平日の9時～18時)
福祉事務所 : 0746-62-0901

02premium.go.jp

プレミアム付商品券



「プレミアム付商品券」を装う

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

市区町村や内閣府などをかたった不審な電話や郵便があった場合は
お住まいの市区町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。



プレミアム付商品券を購入できるのは？

① 非課税者分

平成31年度の住民税(均等割)が課税されていない人

ただし、下記に該当する人は除きます。

- ・住民税が課税されている人に扶養されている人(生計を一にする配偶者、扶養親族等)
- ・生活保護の受給者等



② 子育て世帯分

平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子さまがいる世帯の世帯主



おひとりにつき、最大**2.5万円分**の商品券を**2万円**で購入できます。

お子さまおひとりにつき、最大**2.5万円分**の商品券を**2万円**で購入できます。

①②両方の要件に該当する人は両方の立場で商品券を購入いただけます。

例えば・・・

非課税

夫婦2人の世帯で、
2人とも**非課税者**の場合

●「非課税者分」として**2人分**
 $2.5万円 \times 2人 = 5万円分$
の商品券を、
4万円で購入できます。

合計**1万円**もお得!!

非課税

子育て

夫婦2人・子2人(2歳&0歳)
の世帯で、4人とも**非課税者**の場合

●「非課税者分」として**4人分**
●「子育て世帯分」として**2人分**
 $2.5万円 \times 6人 = 15万円分$
の商品券を、
12万円で購入できます。

合計**3万円**もお得!!

課税

子育て

夫婦2人・子2人(2歳&0歳)
の世帯で、課税者である世帯主が
家族(非課税者)を扶養している場合

●「子育て世帯分」として**2人分**
 $2.5万円 \times 2人 = 5万円分$
の商品券を、
4万円で購入できます。
※非課税者分は該当せず

合計**1万円**もお得!!

プレミアム付商品券 申請から使用までの流れ(目安)

1 申請する (非課税者分のみ)

- ・申請書は購入対象者に個別に郵送します。
※申請受付が始まっても申請書が届かない場合は、平成31年1月1日時点で住民票のある市区町村へお問い合わせください。
- ・申請書に必要事項を記入して、提出してください。
- ・申請期間:令和元年8月1日(木)から令和2年2月28日(金)まで
※子育て世帯分については申請は不要です。
※DV被害者で他の市区町村から住民票を移さずにお住まいの人については、現在お住まいの市区町村等にご相談ください。

2 商品券の 購入引換券が届く

- ・非課税者分については、申請書記載の住所に購入引換券が届きます。
- ・子育て世帯分については住民票記載の住所に世帯主宛で購入引換券が届きます。

3 商品券を購入する

- ・市区町村が指定する窓口で、現金と購入引換券・本人確認書類を示し商品券を購入してください。
- ・商品券は4千円単位で購入することもできます。(5千円分の商品券を4千円で購入)
- ・購入可能期間:令和元年10月1日(火)から令和2年2月28日(金)まで

4 商品券を使用する

- ・商品券は使用可能な期間中に、村内の使用可能な店舗でご使用ください。
- ・使用可能期間:令和元年10月1日(火)から令和2年3月31日(火)まで
※商品券は、代理の人でも使用できます。※商品券の転売や譲渡は行わないでください。
※おつりはできません。商品券1枚あたりの額面は500円としています。



乳がん・子宮頸がん検診指定医療機関のご案内

【対象者】 乳がん検診 十津川村に住民票がある40歳以上の女性
子宮頸がん検診 十津川村に住民票がある20歳以上の女性



注意：原則2年に1回の受診です。

※がん検診に関する専門家の見解として、乳がん・子宮頸がん検診を毎年1回または年間に複数回受診されたとしても2年に1回受診した場合と比べ、医学的なメリットは変わらないとされています。

【検診費用】 **2,000円（自己負担分）を医療機関窓口でお支払ください。**

女性のがん検診料をさらに助成します！



乳がん・子宮頸がん検診を自費だと ⇒ 約8,000円
指定の医療機関を受診すると自己負担金が ⇒ 2,000円
領収書を提出すると1,500円返金 ⇒ 実質 500円



- ① 医療機関で受診したら、窓口で2,000円お支払ください。
- ② 領収書と村指定の請求書（申込み時にお渡しします）を住民課へ提出してください。
- ③ 後日指定の口座へ1,500円振り込みます。

【実施期間】 令和2年2月29日まで

- 【受診の流れ】
- ① 役場住民課まで連絡してください。
 - ② 受診をする医療機関を決めて予約（電話）を取ります。
 - ③ 受診するまでに検診票の問診欄を記入します。
 - ④ 予約した日に記入した検診票を持参のうえ受診します。

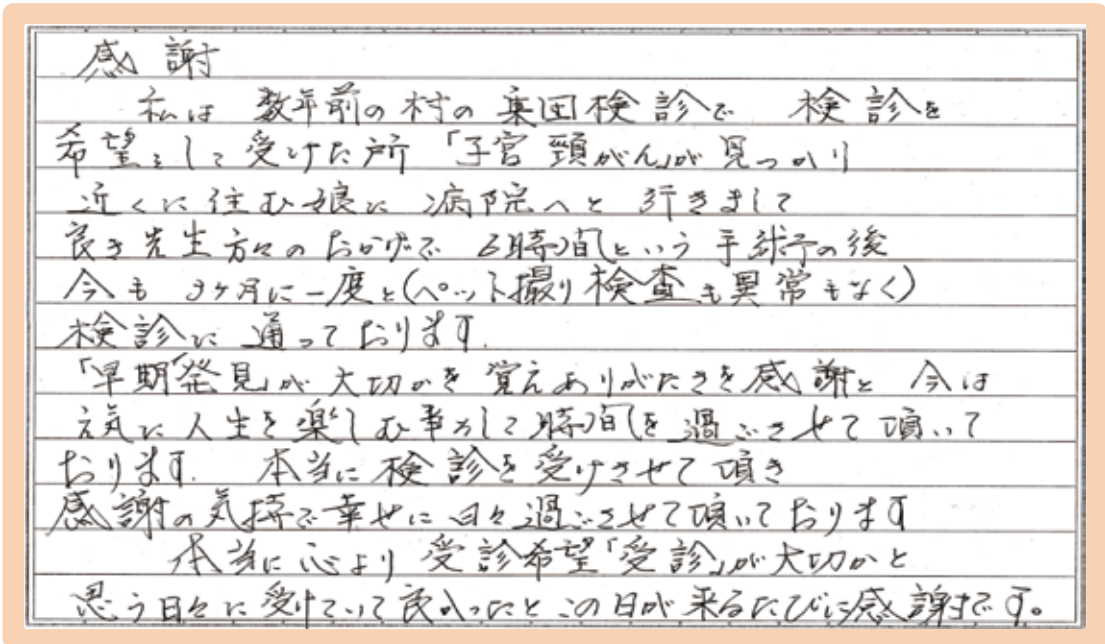
<令和元年度 女性のがん検診（乳がん・子宮頸がん検診）契約医療機関一覧表>

医療機関	住所	連絡先	乳がん	子宮頸がん	備考
グランソール奈良	〒633-2221 宇陀市菟田野松井8-1	0745 (84) 9333	○	○	
済生会中和病院	〒633-0054 桜井市大字阿部323	0744 (43) 5001	○	○	電話予約 10時～16時30分
済生会御所病院	〒639-2306 御所市三室20	0745 (62) 3585	○ 視触診あり	○	検診日(火・木・金) 乳・子宮セットの 場合は(火・金)
南奈良総合医療センター	〒638-8551 吉野郡大淀町大字福神8番1	0747 (54) 5000	○ 視触診あり	○	検診日(火・金)
鎌田医院 田園診療所	〒637-0093 五條市田園3-11-10	0747 (26) 1150	○	○	(木)休診日 (土)午後、 (日)は予約電話不可
橋本市市民病院	〒648-0005 和歌山県橋本市小峰台二丁目8番地の1	0736 (37) 1200	○	○	
紀南病院 (田辺市)	〒646-8588 和歌山県田辺市新庄町46-70	0739 (22) 5000	○	○	
新宮市立医療センター	〒647-0072 和歌山県新宮市蜂伏18-7	0735 (31) 3333	×	○	子宮頸がんのみ
県内指定69医療機関	詳しくは住民課へお問い合わせください。	0746 (62) 0911	×	○	子宮頸がんのみ

※子宮体部がん検診は村の補助はありません。希望者は全額自己負担となります。

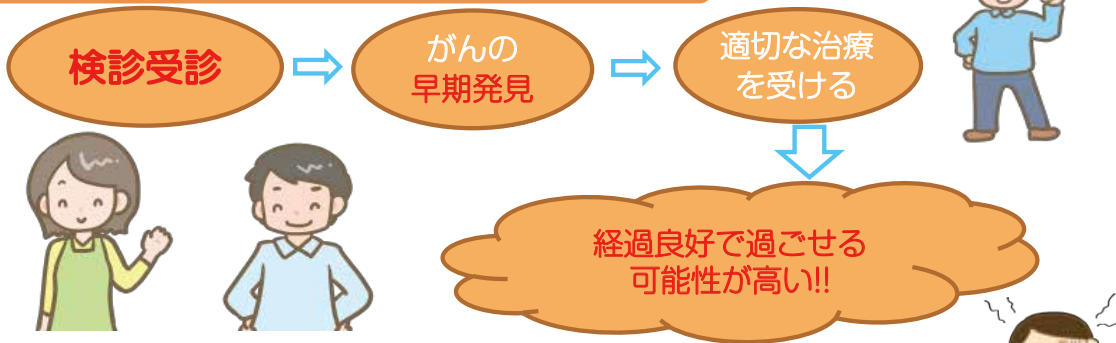
お問い合わせ 住民課 保健衛生係 0746-62-0911

お便りをいただきました

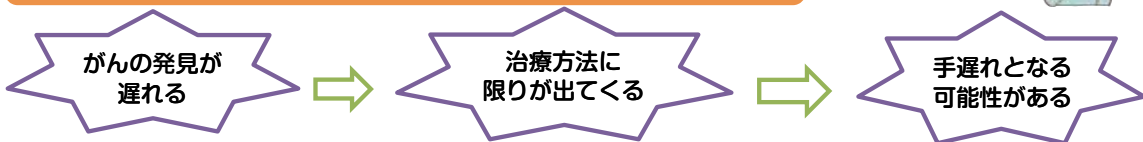


以前、村のがん検診を受けていただいた村民の人から、このようなお手紙をいただきました。毎年、十津川村の死亡原因の1位は、『がん』です。しかし、早期発見、早期治療により助かるようになりました。

がん検診で、がんの早期発見の機会を！



がん検診での機会を逃すと発見が遅れてしまうことも



がん検診を受診することでその後の生活が大きく変わる可能性があります。お手紙をくださった人も、がん検診を受診してくださったことで早期発見ができ、現在も楽しく過ごされているとのこと。みなさんも、がん検診を受診しましょう。

この機会に、自分の身体を見直す時間をつくってみませんか。



国保だより

受給者証などの更新のお知らせ

毎年8月1日には、高齢受給者などの一部の証が更新となります。
8月1日以降は新しい受給者証などを医療機関でご提示ください。

	国民健康保険高齢受給者証	後期高齢者医療被保険者証
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 70～74歳の国民健康保険被保険者 <small>※社会保険の人は、加入されている協会けんぽなどから交付されます。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 75歳以上 ● 一定の障害のある65歳以上の後期高齢者医療被保険者
手続き	不 要	不 要
証の更新	7月下旬に郵送します	7月下旬に郵送します

限度額適用（標準負担額減額）認定証	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●ひと月に一医療機関などで高額な医療費を支払われている、もしくは支払いが高額になる見込みの国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者
手続き	<p>【申請が必要です】 はんこをお持ちのうえ、住民課で申請をしてください。</p> <small>※更新前の限度額適用（標準負担額減額）認定証をすでにお持ちの後期高齢者医療被保険者は手続きは不要です。7月下旬に郵送します。</small>

- ※ 限度額適用認定証を使用しなかった場合の高額な医療費は後日、高額療養費として支給されます。
- ※ 社会保険の人は、加入されている協会けんぽなどへお問い合わせください。

今月は、国保税第2期の納期です。
納期限は7月31日ですので、納期限内に忘れず納めましょう！

— お問い合わせ —

- ▶ 国保税に関することは・・・財 政 課 ☎0746(62)0903
- ▶ 保険証や医療に関することは・・・住 民 課 ☎0746(62)0911



大切なお知らせです

これまで医療保険料が9割軽減となっていた人
(年金収入80万円以下)をご覧ください。

※世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が33万円以下かつ世帯の被保険者全員の各種所得がない人(年金収入の場合、80万円以下の人)。

所得の低い高齢者の
介護保険料については、今年度、
保険料の負担がさらに軽減されます。

(注1)同一世帯に課税者がいる場合は対象外となります。

所得の低い年金受給者へは、今年10月から、
年金生活者支援給付金の制度が始まります。(注2)
これにより**基準額月5,000円**が支給されます。

なお、今年度の年金額は、
昨年度に対して**0.1%の増額**となります。

高齢者医療保険料については、今年度、
保険料均等割が9割軽減から8割軽減に変わります。
これにより納付額は、(注3)
月平均で380円から750円になります。

(注1)介護保険料は、平成30年度～令和2年度の全国平均より算出。半年度分の軽減額を年度平均した額であり、実際の金額は、保険者ごとに異なります。

(注2)金額は、保険料を納めた期間などによって異なります。また、老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)の場合、支給要件①～③をすべて満たしている必要があります。①65歳以上で、老齢基礎年金を受けている人、②請求される人の世帯全員の市町村民税が非課税となっている人、③前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下である人。なお、お支払いは、基本的に10、11月分を12月中旬(年金の支払い日と同日)に行います。

(注3)高齢者医療保険料は、平成30年度・令和元年度の全国平均より算出。実際の金額は、都道府県ごとに異なります。

お問い合わせは・・・ **大和高田年金事務所** ☎0745(22)3531
住民課(国民年金窓口) ☎0746(62)0900

—優良特産品の現場から— vol.3

「十津川村優良特産品」の生産者の皆さんを紹介します。



優良特産品：八ツ頭(里芋)焼酎「いものかぶ」
 生産者：十津川やつがしら会・いものかぶ会 代表者 松村 哲さん
 ☎0746-66-0324
 「ホテル昴」売店にて販売のほか、ふるさと納税の返礼品として取り扱い

“松村さん”に聞きまわった

Q 「いものかぶ」をいつ頃から始めたきっかけは？

平成26年から生産を開始しましたが、それまでは八ツ頭芋を売るといっふよりも知り合いにあげたり、村外に住んでいる十津川村出身の人に送ったりしていました。しかし、地元で育てられる八ツ頭芋を加工し、販売することで少しでも地域の人々が収入を得られる仕組みをつくりたいと考え、「いものかぶ」を開発しました。

Q 特産品をこる上で気を付けていることは？

質のいい芋を作るため、一度芋を作った畑はその後4年間は芋を植えません。また、夏の乾燥時には株元に稲ワラや刈草を敷くことで土の乾燥を防ぐようにしています。

Q 困っていることは？

生産者が少なくなってきたと同時に、残っている生産者も高齢化が進んでいることです。

また、販路が少ないので今後どのように「いものかぶ」を広めていくかは大きな課題です。

Q 優良特産品のPRポイントは？

古くより十津川村で作られてきた八ツ頭芋は、村の気候や土壌によって甘みが強く、ホクホクしています。そのまま煮ころがしなどにしても美味です。

その芋を焼酎にするだけで芋の風味をしっかりと生かしながらも、口当たりがよい焼酎となっています。

ぜひ一度賞味ください。



親芋の上に子芋が8つできることから「八ツ頭」と呼ばれる



八ツ頭焼酎「いものかぶ」

人のうごき

(敬称略)

おめでた

平瀬 十琉 (とうり) 男 6月 5日
父:稔也 母:未沙 (重里)

ご結婚

6月 3日
今西 秀基(風屋) 面村 咲耶(風屋)

おくやみ

森田 晃 82歳 5月 30日(沼田原)
東 義久 85歳 6月 2日(竹筒)
松葉 町子 90歳 6月 4日(山天)
福井サカエ 90歳 6月 11日(上野地)
高田 季房 84歳 6月 14日(高津)



各月第3水曜日に開催! 五條市の北本弁護士による 無料法律相談

時 各月第3水曜日 14時~17時
所 役場第1会議室
(場所が変更される場合があります)
※毎月3人まで相談可。(電話予約が必要です)
問 五條本町法律事務所 北本弁護士まで
☎0747(22)8005

みなさまのご相談をお待ちしています



偶数月(4・6・8・10・12・2月)
の開催になります。



まつき ひら れい
松木平 玲偉ちゃん(玉垣内)
6月6日生まれ(満1歳)
れなお姉ちゃん大好きなれい。
これからもすくすく元気に育ってね♡
父…元気 母…優



たまき きいち
玉置 喜一ちゃん(折立)
7月4日生まれ(満2歳)
ウルトラマンが大好きで、
バルタン星人のものまねが得意です。
父…広之 母…那津子

お誕生日おめでとう!



今月の「とつかわテレビ」

7月の番組

○第41回 十津川村子ども会大会

5月26日、湯之原の体育文化センターで「第41回 十津川村子ども会大会」が行われました。幼児から小学生の子どもたち76人が参加し元気いっぱい体育館を駆け回りました。

青年団や保護者も参加し、会場は大変盛り上がりました。



○いこらマルシェ

6月1日、平谷地区地域交流センターで「いこらマルシェ」が行われました。いこら2周年を記念し、カフェや野菜、お弁当などの販売のほか、いこら前の広場では木の遊具で遊べる「十津川村公園」が登場しました。



来月のとつかわテレビ

来月は、「第34回 シルバー運動会」と
「山野草展示会」の予定です。お楽しみに♪

集落の絶景

玉置神社に輝く天の川(大字玉置川)

写真:青木康弘(大字小井)



診療所からお知らせ

圃小原診療所 ☎ 0746(63)0040

土曜診療日 受付/8:30~11:15

小原診療所	
7月13日(土)	第2週
7月27日(土)	第4週
8月10日(土)	第2週



整形外科診療日

受付/小原 8:30~11:15・上野地 14:00~15:15

月日	診療所
7月18日(木)午前	小原診療所
8月1日(木)午前	小原診療所
8月1日(木)午後	上野地診療所
8月8日(木)午前	小原診療所

出張診療

診療時間/神納川・東中 14:30~15:30
玉垣内 14:00~15:30 受付は15時まで

場所	期日		
神納川地区生活改善センター	7/30(火)	8/15(木)	8/29(木)
東中公民館	7/25(木)	8/22(木)	
玉垣内集会所	7/16(火)	8/6(火)	8/20(火)

てんいち先生



あとがき

▶2019年も半年が経ち、いよいよ夏がやってきますね。十津川村では「つり橋祭り」に「ふれあい物語」、村内各所での「盆踊り」など、この季節ならではのイベントが盛りだくさんです。私も神納川地区の盆踊りに一昨年参加していますが、踊りを覚えられません。1年経つときれいさっぱり忘れてしまって…。今年も祖母に踊りのレッスンを受けて本番までには思いうせるように特訓します!

(川本 悠)



●人口 3,269人(-9人)
男性 1,651人(-4人)
女性 1,618人(-5人)

●世帯数 1,771世帯(-4世帯)

【令和元年7月1日現在 ()は前月比】

使い切らない空にしらない 切らさない 1週間分の備蓄を日常に

